

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所の
第3期中期目標の期間の終了時の検討について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第30条第3項により、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「法人」という）の第3期中期目標の終了時の検討について、次のとおり公表します。

第3期中期目標の期間の終了時の検討について

第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価については、質の高い調査研究等を通じた府民サービスの向上や、研究成果の積極的な発信を通じた地域社会への貢献等、「地域社会に開かれた知と技術の拠点」として法人自らの判断により自律的、弾力的な業務運営を行うとともに経営の安定にも努める等、中期目標達成に向け様々な取組を進めている点を高く評価し、「全体として目標を十分に達成する見込みである」とした。

また、評価委員会より、「現状において同法人の業務を継続することが妥当である」との意見を得た。

以上より、引き続き法人の業務を継続することが適当であるため、法人で実施すべき業務について次期中期目標を策定する。

■地方独立行政法人法（抄）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。